

運用力の強化及び高度化に関する取組 ～アセットオーナー・プリンシプルの取組状況～



2026年7月
日本私立学校振興・共済事業団

はじめに

日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」といいます。)は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」において示されたアセットオーナーシップの改革の一環として2024年8月に公表された「アセットオーナー・プリンシプル」の趣旨に賛同し、受け入れることを表明しました。本アセットオーナー・プリンシプルは、公的年金、共済組合等のアセットオーナーが、それぞれの置かれた状況に応じて受益者等に適切な運用の成果をもたらすことができるよう定められたアセットオーナー共通の原則です。

私学事業団は、公的年金の積立金の管理運用主体の一つとして、厚生年金保険法や積立金基本指針を遵守し、私学事業団の受益者である厚生年金保険の被保険者等及び私学共済制度の加入者等(以下「加入者等」という。)の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に管理運用を行うことを目的に、積立金ごとに「管理運用の方針」を策定し、定められた利回りを安定的に達成することを目標としています。

年金積立金の運用では、より良い運用委託先を選択する能力の向上、適切なリスク管理能力の強化、スチュワードシップ活動に関する運用者との対話の深化等、インベストメントチェーンを構成する一員として、様々な角度から企業の成長や市場の底上げに貢献することが、長期的には年金財政の安定化につながり、最終的に加入者等の利益に結び付くものと考えています。

私学事業団は、加入者等の最善の利益を勘案して資産を運用する責任(フィデューシャリー・デューティー)と、主要な公的アセットオーナーとして求められる役割を果たすために、運用力の強化、体制の充実等の取り組みを継続的かつ着実に進めるべく取組方針を策定し、その取り組み状況についても定期的に公表します。

ガバナンス及び運用体制の整備

私学事業団では、アセットオーナーとしての責任を明確化する観点から、管理運用の方針の見直しを行うとともに、CIOの設置や資産運用部から独立した運用リスク管理室の設置などにより、意思決定プロセス及び牽制機能を強化しました。

◆ 運用方針等の見直し〈AOP原則1〉

令和6年財政検証等に基づき「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」が改正されたことに即して、2025年3月に私学事業団の管理運用方針等を見直しました(2025年4月適用開始)。

- 財政の現況及び見通し並びに積立金の運用において将来合理的に期待できる運用利回りの水準を踏まえ、運用目標を積立金の実質的な運用利回り1.9%を長期的に確保することとしました。
- 社会・環境的効果(インパクト)を考慮した投資について追加しました。
- アセットオーナーとしての取り組みについて追加しました。

◆ CIOの設置〈AOP原則2〉

- 運用責任と権限の明確化を図り、経済・金融環境等の変化に的確かつ迅速に対応するため、2025年4月に専門性のある運用担当責任者(Chief Investment Officer:CIO)を設置しました。

◆ リスク管理機能の強化〈AOP原則2・3〉

- リスク管理体制の見直しを図り、運用部門に対する牽制機能を高めてガバナンスを強化するよう、2025年4月に資産運用部から独立した運用リスク管理室を設置する体制整備を行いました。

◆ 管理運用体制の強化〈AOP原則2〉

- 専門的な知見を有する人材の確保や育成体制の強化により、金融市場の変化や運用戦略及び投資対象の多様化等に対応していきます。

運用の高度化に向けた投資手法の見直し及び運用プロセスの整備

国内債券については、市場代表性や透明性等を考慮しベンチマークの見直しを行いました。
また、マネジャーエントリー制の導入や応募要件の緩和により多様な運用機関の比較・検討が可能な環境を整備し、運用の質の向上を図りました。
現在は、分散投資の観点からオルタナティブ投資の拡充を検討しています。

◆ 国内債券の政策ベンチマークの見直し〈AOP原則3〉

- 市場代表性、透明性等を考慮し、2025年4月から国内債券の政策ベンチマークをNOMURA-BPI総合に変更しました。

◆ 柔軟な委託先の選定に向けた取り組み〈AOP原則3〉

- 2025年度の選定からマネジャーエントリー制を導入したことにより、柔軟に比較・検討のうえ機動的に運用受託機関を選定できる体制を整えました。
- 応募要件を緩和し、①運用哲学、運用手法、運用実績、ESG要素の考慮等、②運用会社の方針や理念、運用チームの経歴や資質、法令順守体制等を総合的に評価することで、幅広い運用機関のエントリーが可能となるようにしました。

◆ オルタナティブ投資の拡充〈AOP原則3〉

- 長期的視点での運用や運用手法の多様化の観点から、2026年4月に管理運用体制を強化し、私学事業団に適したファンドやスキームを調査・分析のうえ、オルタナティブ資産の段階的な拡充に向けて検討を進めています。

企業の持続的成長の促進及び透明性の向上 1/2

長期投資家としてESGを考慮した投資を推進することが年金資産の安定した運用に資するという考えのもと、責任投資原則(Principles for Responsible Investment:以下「PRI」といいます。)の署名機関となりました。

今後は、ESGやインパクトを考慮した投資についても検討を進める予定です。

◆ ESGやインパクトを考慮した投資〈AOP原則3・5〉

- 私学事業団は、非財務的な要素であるESGを考慮した投資を推進することが、企業の持続的成長を促進し年金資産の運用の長期的な安定に資するという考えのもと、2024年7月にPRIの署名機関となりました。
- 署名後は、PRIの提供する各種イベントに参加し、国際的な議論やサステナビリティの最新動向に関する知見蓄積に努めました。

Signatory of:



【イベント参加】

開催日	形態	内容
R7.7.24 /10.3	会議	PRIジャパン・ネットワーク・署名機関全体会合
R7.10.3	ワークショップ	PRIアセットオーナー・ワークショップ(インパクト関連投資と責任投資)
R8.1.14	セミナー	PRI in Person振り返りセミナー
R8.1.22	セミナー	GCNJ・PRI共催 国際潮流セミナー(拡がるサステナビリティ課題へのアプローチの現状と展望)
R8.2.4	セミナー	PRIウェビナー(投資家による本気の人権対応vol.2～新「ビジネスと人権」に関する行動計画(NAP)への期待と企業の人権課題取り組みの実例～)

- 私学事業団のポートフォリオ全体のリスク・リターンの改善に寄与するようなESGやインパクトを考慮した投資について、引き続き検討のうえ必要な取り組みを行っていきます。

企業の持続的成長の促進及び透明性の向上 2/2

運用受託機関に対し投資先企業との建設的な対話を促し、スチュワードシップ活動を推進しています。情報開示の充実を目的として、適宜公表文書およびホームページ掲載内容の見直しを行っています。

◆ スチュワードシップ活動の推進〈AOP原則5〉

- 2025年6月に改訂された日本版スチュワードシップ・コードの内容を踏まえ、アセットマネジャーが行う投資先企業とのエンゲージメントや議決権行使に関するモニタリングを強化するなど、運用受託機関を通して投資先企業の持続的成長に貢献しています。

◆ 公表文書やホームページコンテンツ等における情報公開の見直し〈AOP原則4〉

- 広報誌やパンフレット、ホームページ等を活用し、適時かつ適切な情報公開を行うとともに、幅広い情報提供やわかりやすい表現に配慮し、開示内容の充実・刷新を継続的に進めています。